

子どもの明るい未来を築く

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する仕組みが導入されます。今号ではその概要について宮城教育大学の佐藤哲也准教授に寄稿いただきました。

はじめに

平成24年8月に子ども・子育て関連3法(表1)が成立しました。これらの法律に基づいて、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する仕組みが各市町村で検討されています。新システムは平成27年度から本格実施される見込みです。こうした構想が立ち上がった背景、システムの概要、就学前保育・教育・子育て支援がどう変わるのか、解説します。

少子社会日本

平成23年総務省人口統計によると、日本の総人口に占める6歳未満児の割合は5パーセントに過ぎません。第2次ベビーブームの昭和49年に比べると半減しています。子どもや子育て世代がマイノリティになることで、多数派との軋轢が生じたり、

子育てへの無配慮や無関心が蔓延することが危惧されています。

1人の女性が生涯を通じて産む子どもの数「合計特殊出生率」は、最新の数値で1.41(平成24年)です。現代日本の政治経済・医療や生活水準を勘案した人口置換水準(人口が増加も減少もしない均衡した状態)は2.07になります。このままでは100年後に人口は3千万人台になり、1300年後には日本人が消滅することになるそうです。政財界では国力の低下や社会保障制度の破綻などが危惧されています。

少子化をめぐって、国は次のような指摘をしています。「子ども子育て支援新制度について」平成25年7月29日 文部科学省。①結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状。②子ども・子育て支援が質・量ともに不足している。③子育ての孤立感と負担感が増加している。④深刻な待機児童問題。⑤放課後児童クラブの

1. 新しい給付制度の導入

認定こども園、幼稚園、保育所を通じて共通の給付(施設型給付)及び小規模保育への給付(地方型保育給付)が創設されます。現行では、民間保育所は保育所委託運営費、私立幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所部分と幼稚園部分それぞれに、国・都道府県・市町村から運営費が支払われています。新制度では財政措置を一本化することで、市町村(基礎自治体)が総合的かつ機動的に子育て支援に対応していくことがねらわれています。給付費が確実に子育て支援に使われるようにするために、法定代理受領方式(本来は保護者に対して支払われる施設型給付費を各施設が代理として市町村に請求する)を原則としています。

一方、地域型保育給付は、都市部の待機児童解消とともに、子ども数が減少傾向にある地域における保育機能確保に対応するものです。小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、家庭型保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育(従業員のみならず地域において保育を必要としている子どもも対象になる)に対して支給されます。これら3つは市町村による認可事業になります。

2. 認定こども園制度の改善

認定こども園は平成18年に発足しました。都道府県知事が条例に基づいて認可する総合的な子育て支援施設(幼保一体型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型)です。平成24年4月1日現在、全国に1099園(宮城県内には12園)が設立されています。しかし設置数が伸び悩んでいることから、待機児童解消策として功を奏しているとは言い難い状況です。今回の改革では、認定こども園の財源処置を施設型給付として一本化するともに、幼保連携型認定こども園を政策的に推進することで、制度の伸張が図られることを期待しています。

具体的には、幼保一体型認定こども園については、改正認定こども園法に基づく認可・指導の一本化(現行制度では幼稚園機能については学校教育法、保育所機能については児童福祉法に基づいて認可)、設置主体を国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみに限定することで保育の質を担保して、その上で既存の幼稚園と保育所からの移行は義務づけないこととされました。来夏夏頃には幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)が告示され、保育の「質」保証に向けての方向性が示される予定です。

不足「小1の壁」。⑥M字カーブ(30代で低い女性の就労率)。⑦子育て支援の制度・財源の縦割り。⑧地域の実情に応じた提供対策が不十分である。要するに、子どもを安心して産み育てる条件、支援体制が整備されていない問題が挙げられているのです。そこで、少子化に歯止めをかける

表1 子ども・子育て関連3法

政令名等
子ども・子育て支援法 (平成24年8月22日法律第65号)
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (最終改正：平成24年8月22日法律第66号) 注) いわゆる「総合こども園法案」
関係法律の整備等に関する法律 (児童福祉法等の改正) 注) 内容は、児童福祉法の一部改正、内閣府設置法の一部改正等

3. 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

子どもの最善の利益の実現を念頭に、基礎自治体である市町村が地域の実情に応じて、質・量ともに充実した子育て支援を実施することが促されています。利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦検診など、対象事業の範囲を法律で定めて計画的に実施していくことを目指しています(図1)。

おわりに

こうした構想を実現していくために、国及び都道府県が実施主体の市町村を重層的に支えていくとされています。今年4月には内閣府に子ども・子育て会議が設置され、重要事項の調査審議が行われています。同時に、地方版子ども・子育て会議も組織され、地域の実情やニーズを踏まえつつ新しいシステムの構築に向けて活発な議論が展開されています。児童の権利条約でうたわれている「子どもの最善の利益」を最優先した施策を施すとともに、子ども・子育て支援の質と量の充実を図るために、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における構成員が



宮城教育大学教育学部幼児教育講座 准教授 佐藤 哲也

専門は幼児教育学、アメリカ教育思想史。1995年から兵庫教育大学に勤務。助手、講師、助教授、大学院准教授を経て、2011年より現職。仙台市立あきう幼稚園学校評議員、仙台市・子ども子育て会議委員、尚絅学院大学非常勤講師

ために、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供を図りながら、地域の実情に即した子ども・子育て支援の充実を目指すことが掲げられたのです。

子ども・子育て関連3法

昨年の8月、社会保障と税の一体改革に関する三党(民主・自民・公明)合意に基づいて、子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するとある教育基本法第10条に基づきつつ、幼児期の学校教育・保育・子育て支援を総合的に推進しようとするものです。消費税を10パーセントに引き上げることで社会保障充実に充てられること2.7兆円のうち0.7兆円を財源とすることが構想されています。これらの法律のポイントは以下の3点にまとめられています。



図1 さまざまな子育て支援ニーズへの対応